

事務連絡  
令和2年12月1日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について  
(依頼)

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況となっております。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」(第48回)において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう指示があり、12月1日の閣議後閣僚懇において西村国務大臣からの発言を受けて、別添内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおり依頼がありました。

つきましては、各局等におかれては、所管の事業者、関係団体等においてテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなどの対応をよろしくお願いいたします。

(別添) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について(依頼)」

人と人との接触機会を減少させ、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを少しでも減少させるため、

- ①自らの所属省庁においても、引き続き、テレワークの推進にできるだけ取り組んでいただく、
  - ②所管する関係団体等に対して、引き続き、テレワークの推進にできるだけ取り組んでいただくよう働きかけていただく、
- という2点へのご協力をよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡

令和2年12月1日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について  
(依頼)

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況です。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理からは、感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただきました。

そこで、本日の閣議後閣僚懇において西村国务大臣から御発言がございましたとおり、関係省庁におかれましては、人と人との接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、11月のテレワーク月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

【本件問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、神前、北村、岩熊、山口、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：[reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp](mailto:reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp)

[yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp](mailto:yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp)

[shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp](mailto:shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp)

[daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp](mailto:daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp)

[hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp](mailto:hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp)

[takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp](mailto:takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について

令和二年十二月一日（火）閣僚懇

西村 国務大臣 発言要旨

一、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの推進について、御協力をいただき御礼申し上げます。

二、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は、十一月以降増加傾向が強まり、二週間で二倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっています。

三、十一月二十七日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただいたところです。

四、そこで、関係省庁におかれましては、人と人の接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、十一月の推進月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。